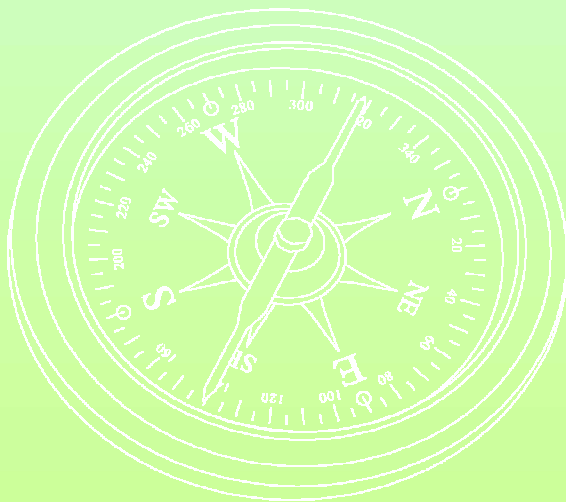


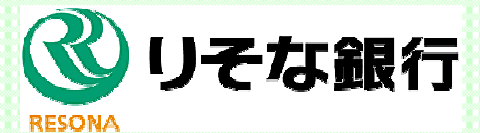
厚生年金基金の制度改革に係る解説

～ 改正法の可決・成立を受けて ～



平成25年6月

リそな企業年金研究所



AD908-年13-07

目 次

はじめに	1
改正法の概要	2
改正法の内容について(項目別)	7
1. 改正法の全体像	8
2. 存続厚生年金基金	9
3. 特例解散の見直し	12
4. 施行日前に解散した特例解散基金に係る措置	20
5. 代行割れを未然に防ぐための制度的措置の導入	21
6. 厚生年金基金から他の企業年金への移行支援	22
7. 存続企業年金連合会	24
8. その他(法制上の措置、附帯決議)	25
9. 今後の予定および施行時期	27

はじめに

- 2013年6月19日、厚生年金基金制度の見直しおよび国民年金第3号被保険者(専業主婦等)の加入記録不整合の解消を目的とした「**公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律**」(以下「改正法」)が可決・成立しました。
- 本改正法の施行期日は「公布日(2013年6月26日)から1年を越えない範囲で政令で定める日」とされていますが、国会審議では**2014年4月1日施行**とする旨が言及されています。
- 本資料は、改正法のうち厚生年金基金制度の見直しに係る事項について解説するものです。
- なお、本資料の内容は改正法可決・成立時点の情報に基づいており、**今後公表される政省令・通知案の内容によっては一部変更となる可能性**がありますので、その点ご留意いただきますようお願い申し上げます。

改正法の概要

(公的年金制度の健全性および信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律)

1. 厚生年金基金の制度改革を巡るこれまでの動き

年 月 日		主 な 経 緯
2012年	2月24日	AIJ事件の発覚 （AIJ投資顧問に対し1ヶ月の業務停止命令・業務改善命令が下される）
	3月 5日	厚生労働省「AIJ問題対策特別プロジェクトチーム」設置（同月14日に「特別対策本部」に統合）
	4月13日	厚生労働省「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」設置
	24日	民主党WT「AIJ問題再発防止のための中間報告」を取りまとめ
	6月13日	自民党PT「AIJ問題に関するプロジェクトチーム提言（案）」を取りまとめ
	7月 6日	「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」報告書の公表
	13日	厚生年金基金の資産運用規制見直しに係るパブリックコメント実施（8月20日まで）
	27日	厚生年金基金等の財政運営ルール見直しに係るパブリックコメント実施（8月27日まで）
	8月29日	AIJ投資顧問に資産残高のある厚生年金基金における特例的扱いに係る通知の発出
	9月26日	厚生年金基金の資産運用規制見直しに係る改正省令・通知の公布・発出
2013年	28日	厚生年金基金等の財政運営ルール見直しに係る改正通知の発出 代行制度の廃止が「決定事項」とされる（第7回特別対策本部）
	10月24日	社会保障審議会年金部会において「厚生年金基金制度に関する専門委員会」設置を決定
	11月 2日	「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」の公表 （第1回専門委員会）
	2月 5日	平成24年度資産運用業務報告書の提出に係る通知・事務連絡の発出
	8日	「『厚生年金基金制度の見直しについて（試案）』に関する意見」（専門委員会意見書）の公表
	3月29日	分散投資義務違反の確認・報告資産運用に係る受託者責任ガイドラインの改正
	4月 1日	「公的年金制度の健全性および信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要」の公表 （第14回社会保障審議会年金部会）
	12日	上記法案を閣議決定・国会提出
	5月23日	衆議院にて一部修正のうえ可決、参議院へ送付
	6月19日	参議院にて附帯決議を付して可決・成立（公布は法案成立から30日以内）

（出所）各種資料を基にりそな企業年金研究所作成。

2. 改正法の概要

- 厚生年金基金制度の見直し施策については、国民年金の第3号被保険者の加入記録不整合を解消するための方策とともに、「**公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律**」として法制化されました。
- 法律では、厚生年金基金制度について、他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うこととしています。

- ◆ 施行日以後は厚生年金基金の**新設は認めない**。
- ◆ 施行日から**5年間の時限措置として特例解散制度を見直し**、分割納付における事業所間の**連帯債務を外す**など、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- ◆ 施行日から**5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金**については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、**解散命令を発動できる**。
- ◆ **上乘せ給付の受給権保全を支援**するため、厚生年金基金から**他の企業年金等への積立金の移行について特例**を設ける。

3. 厚生年金基金制度見直しの対応方策および改正法上の規定

対 応 方 策				改正法上の規定
代行割れ基金の早期解散	特例解散制度の見直し	解散プロセス	「自主解散」「清算型解散」の導入	附則第11～26条
			第三者委員会における適用条件等の審査	附則第11～12、19、21条
			申請以降の上乗せ給付の全額支給停止	附則第11～12、19条
			代行資産の先行返還制度の導入	附則第10～12、19～21条
		納付額の特例	現行金額と特例金額のいずれか低い額	附則第11、20条
			分割納付の特例	事業所間の連帯債務の見直し
	利息の固定金利化	附則第16、23条		
	納付期間の延長（最長30年）	附則第14、23条		
	最低責任準備金の精緻化	代行給付費の簡便計算に用いる係数（0.875）の補正		規定なし（政省令・通知で規定）
		計算に用いる厚年本体の実績利回りのずれ（期ずれ）の補正		規定なし（政省令・通知で規定）
解散認可基準の緩和	代議員会における法定議決要件の緩和（3/4→2/3）		附則第5条	
	事業主・加入員における事前手続要件の緩和（3/4→2/3）		規定なし（政省令・通知で規定）	
	解散理由要件の緩和（「母体企業の経営悪化」の撤廃）		規定なし（政省令・通知で規定）	
代行割れを未然に防ぐための制度的措置		下記要件を満たさない基金に対する解散命令の発動 ・純資産（時価）≧ 最低責任準備金×1.5 ・純資産（時価）≧ 最低積立基準額		附則第33条
他制度への移行支援	上乗せ部分の受給権保全のための移行支援策	確定給付企業年金（DB）への移行支援		附則第35条
		確定拠出年金（DC）への移行支援		規定なし（政省令・通知で規定）
		退職金の再積立支援		規定なし（政省令・通知で規定）
		中小企業退職金共済（中退共）へ移行できる仕組みの創設		附則第36条
		申請書類・手続の簡素化		規定なし（政省令・通知で規定）
		中小企業等への企業年金に関する情報提供		規定なし（政省令・通知で規定）
	企業年金の選択肢の多様化	キャッシュバランスプランの制度設計の弾力化		規定なし（政省令・通知で規定）
		簡易型DBの対象拡大		規定なし（政省令・通知で規定）

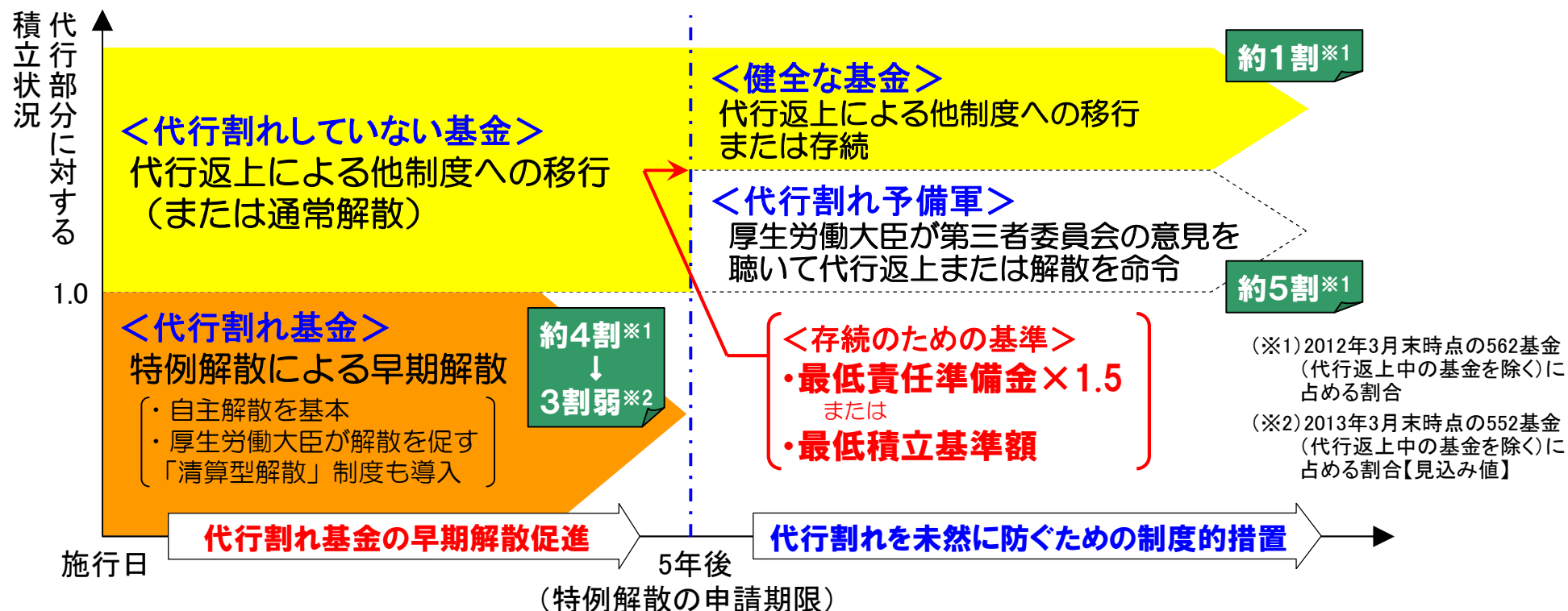
（注）改正法上の規定がある項目においても、詳細は政省令・通知等により規定される。

4. 改正法における厚生年金基金制度見直しのプロセス

- 代行割れリスクの度合いに応じ、以下のプロセスで対応することとしています。

代行部分に対する純資産額の積立状況	対 応 方 策
積立比率が1.5※以上【健全な基金】	他制度（DB・DC等）へ移行または存続
積立比率が1.0以上1.5※未満【代行割れ予備軍】	他制度（DB・DC等）へ移行または解散を促す
積立比率が1.0未満【代行割れ】	法施行日から5年以内の早期解散を促す

※積立比率1.5または最低積立基準額のいずれかを満たす水準



改正法の内容について(項目別)

1. 改正法の全体像

- 改正法の施行日以降、厚生年金基金および企業年金連合会に関する規定(第9章(厚生年金基金及び企業年金連合会):第106～188条)は、厚生年金保険法の本則からすべて削除されます。
- 今般改正の趣旨である「代行割れ基金の早期解散のための方策」ならびに「代行割れを未然に防ぐための制度的措置」等については、改正法附則(第3～95条)で規定されます。

条 項	内 容
附則第1～2条	施行期日、検討時期など
附則第3～7条	定義（存続厚生年金基金、存続連合会など）、存続基金等に係る経過措置
附則第8条	存続基金の解散に伴う最低責任準備金の徴収
附則第9条	最低責任準備金の物納
附則第10条	最低責任準備金の前納
附則第11～18、26条	自主解散型基金（納付額の特例、分割納付の特例など）
附則第19～26条	清算型基金（清算型基金の指定、納付額の特例、分割納付の特例など）
附則第27～32条	特定基金
附則第33条	施行5年経過後の解散命令の発動
附則第34条	清算人等
附則第35条	存続基金から確定給付企業年金への残余財産の交付
附則第36条	存続基金から中小企業退職金共済（中退共）への残余財産の交付
附則第37～81条	存続連合会
附則第82～95条	その他（督促・滞納処分、不服申立て、罰則など）

2. 存続厚生年金基金(1)

【改正法附則第3～10条】

- 本法案の施行時に現存する厚生年金基金および企業年金連合会はそれぞれ「**存続厚生年金基金**」および「**存続企業年金連合会**」として、改正前の厚生年金保険法の適用を受けます(以下、本資料では「**存続基金**」「**存続連合会**」と表記)【附則第3～4条】。
- 存続基金は、原則として**改正前の厚生年金保険法の規定が引き続き適用**されますが、下記事項については**施行後の取扱いが一部変更**となります【附則第5条】。

改正前の厚生年金保険法	改正法施行後の取扱い
第111～113条【基金の設立】	適用せず（ 厚生年金基金の新規設立の禁止 ）
第147条【清算人の選任】	改正法附則第34条の規定を適用（ほぼ現行通り）
第149～168条【企業年金連合会】	下記の規定をそれぞれ適用 ・ 存続連合会：改正法附則第37～81条 ・ 新連合会：改正後の確定給付企業年金法第91条の2～91条の31
第169条【不服申立て】	改正法附則第84条の規定を適用（ほぼ現行通り）
第177条の2【業務概況の周知】	加入員だけでなく 受給者・待期者への周知も義務化 （改正法附則第5条第2項による読み替えの適用）
第178条の2【指定基金制度】	適用せず（ 指定基金制度の廃止 ）
第179条第5項第2・3号、第6項 【指定基金・連合会に対する解散命令】	適用せず（存続連合会への解散命令は改正法附則第71条に規定）
附則第33～40条【現行特例解散】	適用せず（ 現行特例解散措置の廃止 ）

2. 存続厚生年金基金(2)

【改正法附則第3～10条】

- 存続基金の「合併」「分割」「権利義務の移転・承継」「解散」および「将来返上」に係る代議員会の議決要件が、代議員の定数の4分の3以上から3分の2以上に緩和されます【附則第5条第2項による読み替え】。

- ・ 解散要件の緩和については、下記の措置も通知改正等により講じられる見込みです。

要 件	改 正 内 容
事前手続要件	・ 全事業主の4分の3以上の同意 ⇒ 全事業主の <u>3分の2以上</u> の同意 ・ 全加入員の4分の3以上の同意 ⇒ 全加入員の <u>3分の2以上</u> の同意
理 由 要 件	「母体企業の経営悪化等」の撤廃

- 政府は、存続基金が解散したときは、最低責任準備金を徴収します【附則第8条】。

- ・ 存続基金の解散に係る最低責任準備金は、企業年金連合会ではなく政府（国）が徴収を行います。
- ・ 最低責任準備金の精緻化（代行給付費の簡便計算に用いる係数（0.875）の補正、期ずれの補正）については、政省令、告示および通知等で規定される見込みです。

2. 存続厚生年金基金(3)

【改正法附則第3～10条】

- 存続基金は、一定の要件を満たすことにより、最低責任準備金の一部について、債券、株式その他の有価証券等により物納することが可能です【附則第9条】。

- ・ 物納の申請は、次の認可・申請等と同時に行わなければなりません。
 - 解散認可時
 - 清算計画(⇒13ページ)の承認申請時
 - 解散命令による解散後速やかに
- ・ 物納に係る詳細は、政令等で規定される見込みです。

- 存続基金は、将来返上の認可を受けることにより、最低責任準備金の全部または一部を前納することが可能となります【附則第10条】。

- ・ 認可を受ければ、通常解散、特例解散、代行返上を問わず前納することが可能です。
- ・ 前納に係る詳細は、政令等で規定される見込みです。

3. 特例解散の見直し(1) ～ 解散の類型・プロセス①

【改正法附則第11、19条】

- 施行日から起算して5年を経過する日までの間に限り、現行の特例解散措置の枠組みを基にした「**自主解散**」ならびに「**清算型解散**」が導入されます。

項 目	内 容
自主解散	解散しようとする日において代行割れ（年金給付等積立金＜最低責任準備金）であることが見込まれる存続基金（ 自主解散型基金 ）が申請するもの【附則第11条第1項】
清算型解散	一定要件に適合する存続基金に対し、 厚生労働大臣が「清算型基金」に指定 することにより早期解散を促すもの【附則第19条第1項】

- 清算型基金の指定要件は、以下の通りです。指定を受けた場合、将来返上や上乗せ給付に係る支給停止等の措置を実施しなければなりません【附則第19条】。

項 目	内 容
指定要件	・純資産額が「最低責任準備金×政令で定める率」を下回ること ・事業の継続が著しく困難であること（その他政令で定める要件） ・業務の運営について相当の努力をしたこと（その他政令で定める要件）
第三者委員会	あらかじめ 社会保障審議会（第三者委員会）の意見 を聴かなければならない。
指定を受けた場合の措置	・将来返上（指定日以降の代行給付の支給義務を免れる） ・上乗せ部分に係る給付（※）について全額支給停止（指定日の属する月の翌月から） ・清算に関する計画（清算計画）の厚生労働大臣への提出

（※）老齢給付金（代行部分除く）、脱退一時金、遺族給付金および障害給付金。

3. 特例解散の見直し(1) ～ 解散の類型・プロセス②

【改正法附則第11、19条】

- 清算型基金は、下記事項を記載した「**清算計画**」を提出し、厚生労働大臣の承認を受けたときは、**代議員会の議決を経ずに解散**することとされています【附則第19条第7～9項】。

	内 容
記載事項	・ 清算型基金の解散に必要な行為が完了すると見込まれる日 ・ 「納付額の特例」または「納付期間の特例」の申請をする意思の有無 ・ 清算型基金の清算人の氏名（名称）および住所 ・ その他省令で定める事項

- ・ 「自主解散」は、解散しようとする日において代行割れしている限りは、申請の可否および時期等に係る意思決定は、**存続基金の裁量**にある程度委ねられています。
- ・ 一方「清算型解散」は、厚生労働大臣から指定を受けると、将来返上や支給停止など**諸々の対応を求められる**ほか、指定を受けても**清算計画の承認が得られるまでは解散できない**規定となっています。
- ・ また、清算型基金には「指定の解除」や「支給停止の解除」に関する規定がありません。
- ・ 基金の今後のあり方について慎重に検討を行う場合は、清算型基金に指定される要件について注視しておく必要があります。

3. 特例解散の見直し(2) ～ 納付額の特例①

【改正法附則第11、20条】

- 自主解散型基金および清算型基金は、厚生労働大臣に対し、最低責任準備金の減額(納付額の特例)の認定を申請することができます。

項 目	自主解散型基金【附則第11条】	清算型基金【附則第20条】
申請内容	最低責任準備金の減額の認定	最低責任準備金の減額の認定 (清算計画の承認と同時に申請)
上乗せ部分※ の支給停止	申請日の属する月の翌月から <u>全額支給停止</u> (認定が得られなかった場合は、支給停止を解除)	(清算型基金の指定を受けた日の属する月の翌月から 全額支給停止)
第三者委員会	あらかじめ <u>社会保障審議会(第三者委員会) の意見</u> を聴かなければならない。	(清算型基金の指定時に意見聴取)
認定要件	業務の運営について <u>相当の努力</u> をしたものとして政令で定める要件に適合すること	
納付金額	<u>減額最低責任準備金</u> (以下のうちいずれか大きい方の額) ・ 基金設立時から厚生年金本体の実績運用利回りを用いて計算した最低責任準備金 ・ 現有資産 (年金給付等積立金)	
公 表	厚生労働大臣は、減額最低責任準備金の徴収時に、下記事項を公表する ○自主解散型基金(または清算型基金)の名称 ○最低責任準備金および減額最低責任準備金 ○その他省令で定める事項	

※老齢給付金(代行部分除く)、脱退一時金、遺族給付金および障害給付金。

3. 特例解散の見直し(2) ～ 納付額の特例②

【改正法附則第11、20条】

- ・ 改正法の条文は現行の特例解散措置と類似した表記となっており、政省令以下で規定される事項についても現行規定に類似した取扱いになることが想定されます。
- ・ 納付額の特例の認定を受けるための「**相当の努力**」の詳細については、政令等および通知等で規定される見込みです（ご参考までに、現行特例解散における規定は以下の通りです）。

	現行特例解散における「相当の努力」
掛金拠出	申出前2年間に於いて、下記のいずれかを満たしていること。 ・ 適正な年金数理に基づく掛金を徴収していること ・ 給付水準調整後の掛金水準が全基金の平均的な掛金水準（26/1000）を上回っていること
給 付	給付抑制のために必要な措置を講じていること 【例】給付水準の引下げ、選択一時金の停止、在職等支給停止の上乗せ部分への適用
成熟度等	次のいずれかを満たしていること。 ・ 申出の直近の事業年度において、給付費等が掛金収入を上回っていること ・ 設立から申出までの間に、代行保険料率が免除保険料率を上回ったことがあること

- ・ 納付金額については、「**通常の最低責任準備金と減額最低責任準備金のいずれか低い方の額**」あるいは「**期ずれ補正前と補正後のいずれか低い方の額**」を用いることができることとされています（詳細は政省令および通知等で規定される見込みです）。

3. 特例解散の見直し(3) ～ 分割納付の特例①

【改正法附則第12～18、21～25条】

- (自主解散型・清算型)基金およびその設立事業所の事業主は、厚生労働大臣に対し、最低責任準備金の納付計画の承認(分割納付の特例)の承認を申請することができます。

項 目		自主解散型基金【附則第12～18条】	清算型基金【附則第21～25条】
申請内容		「 <u>自主解散型納付計画</u> 」の承認 (納付額の特例を併用する場合は両者を同時に申請)	「 <u>清算型納付計画</u> 」の承認 (清算計画の承認と同時に申請)
計画の 記載事項	基 金	- 解散をしようとする日 - 納付すべき年金給付等積立金の額 - 業務の状況に関する事項 - その他省令で定める事項	- 納付すべき年金給付等積立金の額 - 業務の状況に関する事項 - その他省令で定める事項
	事業主	- 納付すべき額 - 分割納付する期間および額 - その他省令で定める事項	
上乗せ部分※ の支給停止		申請日の属する月の翌月から <u>全額支給停止</u> (認定が得られなかった場合は、支給停止を解除)	(清算型基金の指定を受けた日の属する月の翌月から全額支給停止)
承認要件	申請時	- 業務の運営について<u>相当の努力</u>をしたものとして政令で定める要件に適合すること - 納付期間が<u>5年以内</u>（やむを得ない理由がある場合は<u>10年以内</u>）（その他省令で定める要件）	
	変更時	- 納付期間中に<u>やむを得ない理由</u>がある場合は、納付期間を<u>最長15年まで延長</u>（要承認） - ただし、<u>計画申請時</u>に下記の<u>認定</u>を受ければ、納付期間を<u>最長30年まで延長</u>（要承認） ○業務の運営について<u>著しい努力</u>をしたものとして政令で定める要件に適合すること ○<u>事業の継続が著しく困難な状況</u>にあるものとして政令で定める要件に適合すること	

※老齢給付金（代行部分除く）、脱退一時金、遺族給付金および障害給付金。

3. 特例解散の見直し(3) ～ 分割納付の特例②

【改正法附則第12～18、21～25条】

項 目		自主解散型基金	清算型基金
第三者委員会		あらかじめ 社会保障審議会（第三者委員会）の意見 を聴かなければならない。	
納付額	基 金	年金給付等積立金	
	事業主	最低責任準備金（または減額最低責任準備金）から年金給付等積立金の額を控除した額	
公 表		厚生労働大臣は、納付額の徴収開始時に、下記事項を公表する ○自主解散型基金(または清算型基金)の名称 ○最低責任準備金および減額最低責任準備金 ○分割納付に係る期間および額 ○その他省令で定める事項	
事業主への通知		政府は、分割納付に係る承認、変更および取消をしたときは、下記事項を事業主に通知しなければならない。 【承認・変更時】承認または変更した旨、分割納付する期間および額 【取消時】取消した旨	
納付計画の変更要請		厚生労働大臣は、 基金の財産の状況その他の事情の変化 により必要があると認められるときは、納付期間の短縮その他の 納付計画の変更 を求めることができる。	
納付計画の承認取り消し		厚生労働大臣は、以下に該当する場合は、納付計画の承認を取り消すことができる。 ・分割納付に未納があった場合 ・厚生労働大臣からの納付計画の変更要請に応じない場合 ・事業主の財産の状況その他の事情の変化により、分割納付の継続が適当でない場合	
分割納付に係る利率		解散をした年度における 国債の利回りを勘案 して厚生労働大臣が定める 自主解散型加算金利率	解散をした年度における 国債の利回りを勘案 して厚生労働大臣が定める 清算型加算金利率

3. 特例解散の見直し(3) ～ 分割納付の特例③

【改正法附則第12～18、21～25条】

- ・ 改正法の条文は現行の特例解散措置と類似した表記となっており、政省令以下で規定される事項についても現行規定に類似した取扱いになることが想定されます。
- ・ 改正法では、基金だけでなく事業主も納付計画を同時に提出するものとされており、**事業所間の連帯債務の見直し**の方向性が示されています（詳細は省令等で規定される見込みです）。
- ・ 納付額の特例の認定を受けるための「**相当の努力**」の詳細については、政省令および通知等で規定される見込みです（ご参考までに、現行特例解散における規定は以下の通りです）。

	現行特例解散における承認要件
年金資産の納付	解散時に保有している年金資産を <u>全額納付</u> すること
実現可能な計画	原則として納付額が逦増しないことその他 <u>実現可能な計画</u> であること
定期的な納付	原則として <u>年4回以上定期的に納付</u> すること
確実な事務執行	清算結了まで <u>確実に事務執行できる</u> と見込まれること ・ 清算人および清算基金の職員の業務体制および勤務体制が、徴収業務を適正に執行できるものであること ・ 清算人は複数とし、清算人のうち一人を代表清算人とし、清算人において互選すること ・ 清算基金が保有する資金の管理方法および設立事業所の事業主の連絡先等の変更の把握方法が、実効を確保し得るものであること ・ 滞納処分等が、実効を確保し得るものであること など

3. 特例解散の見直し(3) ～ 分割納付の特例④

【改正法附則第12～18、21～25条】

- ・15年を越える納付期間延長の承認を受けるための「著しい努力」の詳細については、政省令および通知等で規定される見込みです（ご参考までに、昨年開催された「第2回厚生年金基金制度に関する専門委員会」（2012年11月19日）では、新たな特例措置に対する適用条件の考え方が以下の通り示されています）。

			新たな特例措置の適用条件の考え方(案)
基本的考え方			○成熟度が著しく高く、存続が極めて困難な中で相当程度の運営努力を行ってきたこと ○モラルハザード防止の観点から、成熟度は少なくとも施行前3年程度、掛金および給付その他の事項については少なくとも解散前2年程度の状況を見る
具体的要件	成熟度※	存続の困難さ	<u>2（＝200％）を超えて推移</u> してきたこと
	掛 金	負担努力	積立不足償却のために、対総報酬でみて <u>4％を超える掛金（事業所脱退時の一括徴収を除く）</u> を徴収・収納してきたこと
	給 付	給付抑制努力 〔コスト抑制 一時的な資金流出防止 加入員・受給者の負担〕	・給付水準の引下げを行い、上乗せ給付の水準が<u>代行給付の2割を下回っている</u>こと ・一時金選択の停止等による資産の一時的な流出の防止、在職老齢年金の支給停止措置等を行ってきたこと ・受給者の給付の引下げまたは受給者の申出による支給停止を行ってきたこと
	その他	事務コスト抑制努力	職員の報酬の引下げ、福祉事業の廃止等 <u>事務費の効率化</u> に取り組んできたこと

※加入員に対する受給者の比率（＝受給者数／加入員数）を想定。

4. 施行日前に解散した特例解散基金に係る措置

【改正法附則第27～32条】

- 改正法の施行日前に、現行特例解散の規定に基づき最低責任準備金の減額を申請した基金(特定基金)は、自主解散型基金に準じた取扱いとされます。
- 改正法の施行日前に承認を受け分割納付中の基金(清算未了特定基金)の設立事業所の事業主は、施行日から起算して1年を経過する日までの間に限り、厚生労働大臣に対し 清算未了特定基金型納付計画の承認(新特例解散の適用)を申請することができます。

項 目	内 容
申請内容	「 <u>清算未了特定基金型納付計画</u> 」の承認
計画書の内容	・ 納付すべき額 ・ 分割納付する期間および額（その他省令で定める事項）
上乗せ部分の支給停止	<u>施行日</u> の属する月の翌月から全額支給停止
第三者委員会	あらかじめ <u>社会保障審議会（第三者委員会）の意見</u> を聴かなければならない。
承認要件	・ 納付期間が <u>30年以内</u> （その他省令で定める要件） ・ 当初の納付計画での納付ができない <u>やむを得ない理由</u> があること
納付額	当初の分割納付額 － 納付を済ませた額
その他	「公表」「事業主への通知」「納付計画の変更・取消」「分割納付に係る金利」「連帯債務の見直し」については、 <u>自主解散型基金に準じた取扱い</u> （⇒16～17ページ）とされます。

5. 代行割れを未然に防ぐための制度的措置の導入

【改正法附則第33条】

- 施行日から5年経過後（自主解散および清算型解散の終了後）は、毎年度の決算において、下記のいずれかの要件を満たしている存続基金のみ存続が認められます。
- 下記要件をいずれも満たさない存続基金に対しては、厚生労働大臣が社会保障審議会（第三者委員会）の意見を聴いて、解散命令を発動できることとされています。

積立水準	要 件
市場環境の短期変動による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準	純資産(時価) ≥ 最低責任準備金 × 1.5
上乗せ部分の積立不足による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準	純資産(時価) ≥ 最低積立基準額 (過去の加入期間に見合う「代行＋上乗せ」の債務)

- ・ 国会審議において、施行日から5年経過後の存続基金の制度運営について、以下の規制強化を検討する旨の発言がありました。
 - 積立金の区分管理(代行部分／上乗せ部分)
 - 総幹事会社以外の年金数理人による年金数理関係書類の署名捺印
 - 資産運用状況の年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)との比較
 - 資産運用委員会の設置の義務化、専門資格者の運用担当者への就任など
 - 基金財政状況および母体企業の状況の月次報告義務化、財政運営に係る外部監査の導入など

6. 厚生年金基金から他の企業年金への移行支援(1)

【改正法附則第35～36条】

- 解散した存続基金に係る残余財産を、事業所単位で確定給付企業年金へ交付することが認められます【附則第35条】。

- ・ 従来は権利義務の移転により全ての設立事業所を移行させる必要がありましたが、施行後は事業所単位での残余財産の持ち込みが可能となります。
- ・ 詳細は、政令等で規定される見込みです。

- 解散した存続基金に係る残余財産を、事業所単位で中小企業退職金共済(中退共)へ交付することが新たに認められます【附則第36条】。

- ・ かつての適年移行でも、中退共への移行が10年間の時限措置として認められていましたが、今般の改正法では、既に中退共に参加している企業への交付も可能となっています。
- ・ 中退共に移行できるのは、中小企業基本法第2条に規定する要件（従業員数300人未満等）に該当する事業所のみとなります。
- ・ 詳細は、政令等で規定される見込みです。

6. 厚生年金基金から他の企業年金への移行支援(2)

【改正法上の規定なし】

- 上記以外にも、政省令および通知等の改正により、以下の移行支援策ならびに規制緩和が実施される見込みです。

項 目		概 要
上乗せ部分 の受給権保 全のための 移行支援策	確定給付企業年金 (DB)への移行支援	・ 移行後の積立不足の償却期間の延長（与党案では 最長30年 ）
	確定拠出年金(DC) への移行支援	・ 基金を脱退した事業所の従業員が基金から既存のDCへ資産を移換できるよう規制緩和 ・ 解散後にDCに移行する場合の積立基準に関する規制緩和
	退職金の 再積立支援	代行割れ基金の解散後、各事業主が、「 厚生年金本体への不足額の返還 」と「 退職金の再積立 」を両立できるようにするための措置 ・ 厚生年金本体への分割納付期間の延長 ・ 各事業所が退職金の再積立の観点から、DB等のスキームを活用する場合の積立基準に関する規制緩和
	その他	・ 申請書類や手続の簡素化 ・ 中小企業等における企業年金の導入事例についての情報提供
企業年金の 選択肢の 多様化	キャッシュバランス プランの 制度設計の弾力化	・ 給付設計に用いる指標の選択肢の拡大 （「 運用実績 」「 複合ベンチマーク 」の追加） ・ 基準金利等の規制緩和（ただし元本は保証）
	簡易型DBの 対象拡大	中小企業等への企業年金の普及を促進するため、簡易な制度設計（例：数理計算）や手続きで設立できるDBの対象を拡大する。

- 本法案の施行時に現存する企業年金連合会は「**存続企業年金連合会**」(存続連合会)として、改正前の厚生年金保険法の適用を受けます【附則第37～38条】。
- 存続連合会は、存続基金および確定給付企業年金からの脱退一時金または残余財産の移換など、**上乗せ部分に係る年金通算事業を実施**します【附則第40条第1～3項】。

・ 施行日以降は、存続連合会に移換できるのは脱退一時金および残余財産のみとなるため、中途脱退者の**基本部分は存続基金にて記録管理および年金支給**を行う必要が生じます。

- 上記のほか、厚生労働大臣の認可を受け、**支払保証事業の拠出金等を原資**に、確定給付企業年金または確定拠出年金への**移行に要する費用を助成**する事業等を実施することができます【附則第40条第4項】。
- 存続連合会は、確定給付企業年金法を設立根拠とする企業年金連合会(連合会)の成立を受けて解散します【附則第70条第1項】。連合会は、存続連合会の権利および義務を承継します【同条第4項】。

8. その他(法制上の措置、附帯決議)

- 改正法では、健全な厚生年金基金の存続が一部認められていることに対し、国会審議の場において与野党による修正協議が行われた結果、施行から10年以内に基金制度の廃止を検討する旨が以下の通り附則に追加されました。

法 案（提出時）	修 正 案
（検討） 附則第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	<u>（法制上の措置等）</u> 附則第二条 <u>1 政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。</u> <u>2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</u>

※太字部分は、与野党の修正協議により加筆された箇所。

8. その他(法制上の措置、附帯決議)

- 改正法については、参議院において下記の附帯決議が付されています。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成25年6月18日
参議院厚生労働委員会

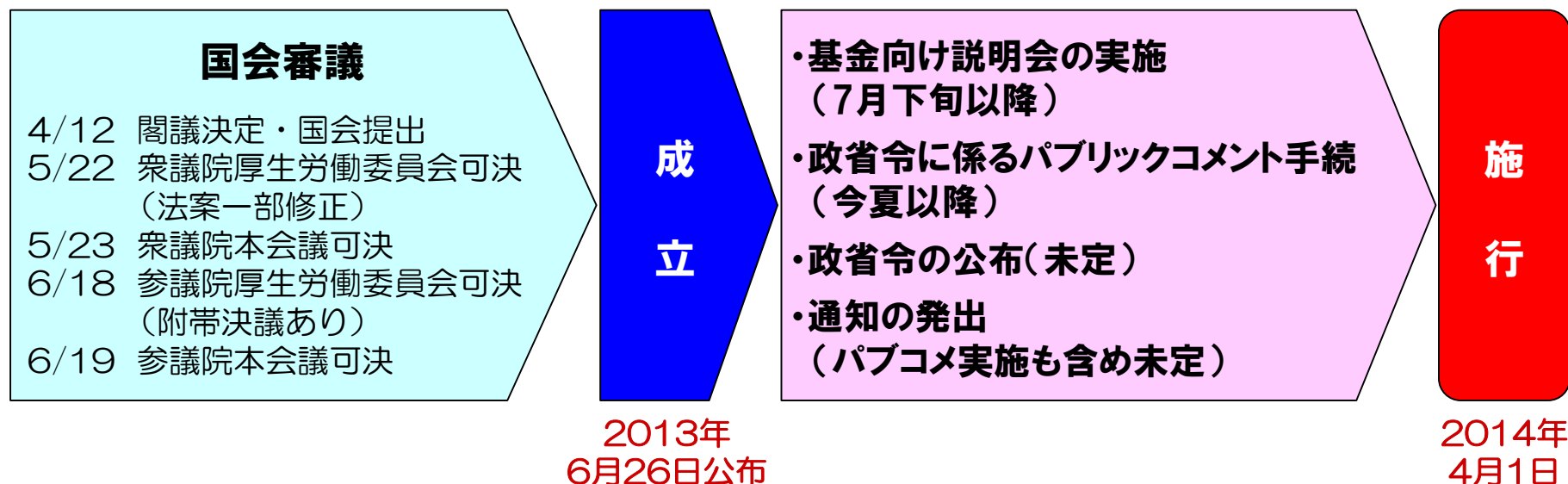
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 経済・社会情勢を踏まえ、解散や他の企業年金等への移行を検討している厚生年金基金の要請に応じるため本法の速やかな施行に努めるとともに関係政省令の整備説明・相談などの適切な対応等により解散や移行が円滑に行われるよう体制の整備を図ること。
- 2 総合型の厚生年金基金の解散に当たっては、加入員、受給者等に移行先の選択肢を含めて必要な情報が行き届き、その上で最善の意思決定が行われるよう、基金及び母体企業への支援を行うこと。また、基金から他の企業年金等への移行については、基金の母体企業の多くが中小企業であることに鑑み、現行の企業年金制度の手続面での改善等を含め、移行のための支援策を拡充すること。
- 3 厚生年金基金の解散・移行に当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行するよう指導を行うこと。
- 4 代行給付に必要な資産を有している厚生年金基金が今後代行割れを起こすことのないよう、従来以上に基金の資産状況等に対してモニタリングを実施し、基金が加入員、厚生年金被保険者等に対する情報開示を積極的に行うよう促すなど、適切な対応を行うこと。
- 5 第3号被保険者の記録不整合問題について、特例追納の対象者や対象期間を分かりやすく説明し、できる限り多くの者が特例追納できるよう本措置の周知・広報に努めるとともに、記録不整合問題の再発防止策を徹底すること。

右決議する。

9. 今後の予定および施行時期

- 改正法は、2013年4月12日に国会に提出され、5月23日の衆議院本会議での可決を経て、6月19日に参議院本会議にて可決・成立しました。
- 改正法の施行期日は「**公布日(2013年6月26日)から1年を越えない範囲で政令で定める日**」とされていますが、参議院厚生労働委員会での質疑において、厚生労働大臣より**2014年4月1日施行**とする旨の発言がありました。
- 改正法の公布を受けて、関連政省令および通知の公布・発出が予定されています。



◆ ご注意いただきたいこと(必ずご覧ください) ◆

企業年金制度（厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、非適格退職年金制度など）にかかる年金信託契約等については以下の内容を十分にお読みください。

➤ 年金信託契約に関するリスク

- 年金信託契約では、お客さまの信託財産を各種の年金投資基金信託受益権等を通して、または直接に、投資対象である株式、公社債、外貨建て証券、不動産等に投資し、または貸付金として貸し付けるなどして運用します。これら投資対象は価格変動を伴うため、以下のような場合に元本の欠損が生じるおそれがあります。
 - ・ 株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場、その他金融商品市場における株価指数等の指標の変動に伴い、運用対象である有価証券等（投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等も含む。以下同じ。）の価格が変動する場合
 - ・ 有価証券等の発行者や保証会社等、または貸付金や貸付有価証券（現金担保の再運用を含む）の貸出・運用先の業務や財産状況の変化に伴い運用対象である有価証券等の価格が変動する場合
 - ・ 一般信用取引の取引相手となる証券会社の業務や財産の状況に変化が生じた場合
- 為替オーバーレイ運用および一般信用取引では、売り建てた通貨や株式の価格が予想とは反対に変化したときの損失が限定されていません。

➤ 年金信託契約のお客さまにご負担いただく費用

お客さまには、信託契約に基づき①および②の費用を、業務委託契約等に基づき③の費用をそれぞれの費用に係る消費税等と共にご負担いただきます。なお、これらの費用は信託財産の中からいただくか、またはお客さまにご請求します。（費用の詳細については弊社にお問い合わせください）

① 信託契約期間中にご負担いただく費用

項目	内容
信託報酬 (信託財産の運用・管理にかかる費用)	信託財産に対して信託報酬率を乗じて計算します。信託報酬率は、お客さまからご提示いただく信託財産の運用指針、信託財産額等に応じて個別に決定するため記載することができません。
投資対象に係る手数料等	ヘッジファンド、ファンド・オブ・ヘッジファンズ等への投資にあたっては、当該ファンド等の組成費用、信託報酬等がかかる場合があります。また、投資事業有限責任組合や匿名組合等への出資にあたっては、組合等の監査費用、売買手数料、郵送費、振込手数料、弁護士費用等がかかる場合があります。 これらの手数料等は種類が多岐に亘り、また運用状況等により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。
信託事務の処理に要する手数料等	有価証券売買委託手数料、株式分割手数料、名義書換手数料、外国証券の取得管理費用、有価証券保管手数料、信託財産留保金その他費用が発生しますが、これらは信託財産の運用状況、保管状況等により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

◆ ご注意いただきたいこと(必ずご覧ください) ◆

② 信託契約解除時にご負担いただく費用

項目	内容
早期解除手数料	契約締結の日から最長5年以内（契約種別により異なります）に契約の解除の申し出があった場合には、契約解除日における信託財産に対して、6.0%を上限とする料率を乗じて計算する早期解除手数料をご負担いただきます。

③ その他年金制度の運営等に関してご負担いただく費用

弊社がお客さまの年金制度の幹事受託機関として年金制度の管理や資金のとりまとめを担当する場合には、委託を受ける業務の内容に応じて手数料をご負担いただきます。この手数料は委託を受ける業務の内容により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

➤ 年金信託契約に関してご注意いただきたい事項

- 年金信託は、元本及び収益が保証されていない実績配当型の商品であり、損益はすべてお客さま等に帰属します。また、本商品は預金保険の適用は受けません。
- 弊社は正当な事由があるときは、お客さまに対する1ヶ月前の予告により受託者の任を辞することができます。また、信託目的の達成または信託事務の遂行が著しく困難になった場合には、お客さまへの通知により信託契約は終了します。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等ならびにオプション等一部の派生商品については権利行使期間に制限があります。また、貸株取引の対象株式は議決権行使に制限を受ける場合があります。
- 投資事業有限責任組合や匿名組合等に出資する場合、出資持分の譲渡や担保差入れは当該組合等の運営者（無限責任組合員等）の事前の同意を要する等の制約を受けることがあります。
- ファンド・オブ・ヘッジファンズ等は解約通知をいただいてから資金化までに6ヶ月程度を要することがあります。
- 為替オーバーレイ運用および国内株式ならびに外国株式のエンハンスド・アクティブ運用では、為替オーバーレイの対象資産残高、および国内株式ならびに外国株式の投資元本を上回る取引を行うことがあります。

商 号 等：株式会社りそな銀行

MEMO
